

「栄典授与の中期重点方針」策定後の取組状況等



平成30年6月
内閣府賞勲局

全体的な取組状況等

「栄典授与の中期重点方針」（平成28年9月16日閣議了解）に基づき、29年春叙勲以降、以下の取組を推進。

- 公的部門・民間部門を問わず、社会の様々な分野から国家・公共に功労のある者を積極的に選考、栄典対象として顕彰。
 - ⇒ 重視していく民間分野を設け、候補者の積極的な選定等を推進。
 - ⇒ 少子高齢化、女性の活躍、公的部門・民間部門の役割変化等を踏まえ、新たな分野から候補者を選定。
 - ⇒ 受章者の官民比率は、29春叙勲から民が官を上回る状況が継続。
- 外国人叙勲については、受章者数の拡大を図るとともに、外交戦略的観点も踏まえ、地域間バランスや早期の段階での叙勲も考慮。

具体的な取組状況等

1 「重視していく分野」における受章者数の拡大 〈資料2 P3〉

「重点方針」において、今後の栄典授与において重視していく分野を設定。29春以降、5年程度の間に授与数を拡大（実績下表）。



	28春	28秋	29春	29秋	30春	目標数(注1)
自治会	22	24	38	41	41	50
商工会議所・商工会	30	32	24	48	50	
中堅・中小企業	20	19	47	62	65	
公益法人	18	21	29	30	42	
保育士・介護職員	40	51	50	46	44	50（保育士）
推薦されにくい分野（注2）	1	5	5	7	10	
外国人	90	96	105	149	140	150

（注1） 「目標数」とは上記「重点方針」において、当該授与数を毎回授与することを目標に、段階的に増加を図ることとしたもの。

（注2） 「推薦されにくい分野」では、各省横断的政策分野（男女共同参画、少子化対策等）で功績を挙げた者や、地域において複数の分野で功績を挙げた者（地域総合功労）など、各省各庁の長から推薦されにくい功労者を念頭。

2 個別分野における取組

(1) 外国人 〈資料2 P8~11〉

受章者数の拡大に加え、外交戦略的な観点も踏まえ、**地域間バランス**や**早期の段階での叙勲**も考慮。

◆春の外国人受章者の地域別内訳（30春）

計140：欧州39、北米33、アジア28、中南米22、その他18
⇒ 近年は**中南米**の受章者数が他地域を上回る割合で増加

◆外国人受章者の年齢層別の動向

・**60歳代以下の受章者が数、割合ともに増加**基調（下表）。

単位：人（%）

	28秋	29春	29秋	30春
総数	96	105	149	140
60歳代以下	46(47.9)	47(44.8)	76(51.0)	80(57.1)
50歳代以下	10(10.4)	9(8.6)	21(14.1)	18(12.9)

(2) 女性 〈資料2 P5～6、P14～15〉

① 受章者数及び割合 (30春)

叙勲：399人 (9.6%) ⇒ 受章者数は過去最多

褒章：211人 (30.4%) ⇒ 受章者数・割合ともに過去最多

② 女性候補者の別枠推薦の拡大

別枠推薦による女性受章者数

29春：14人 ⇒ 29秋：15人 ⇒ 30春：32人

(3) 推薦されにくい分野

① 各省横断的な分野、新しい分野等における栄典の対象拡大

29年春以降、新しい分野として、幼保連携型認定子ども園、インターネットプロバイダ、チェーンドラッグストア、犯罪被害者支援、アニメーション関係など計11の分野を新たに栄典対象に追加。 〈資料2 P4〉

② 地域における総合的な功労の評価 〈資料2 P23~24〉

- ・ 地域において複数の分野で活躍している者を「**地域総合功労**」として栄典を授与。

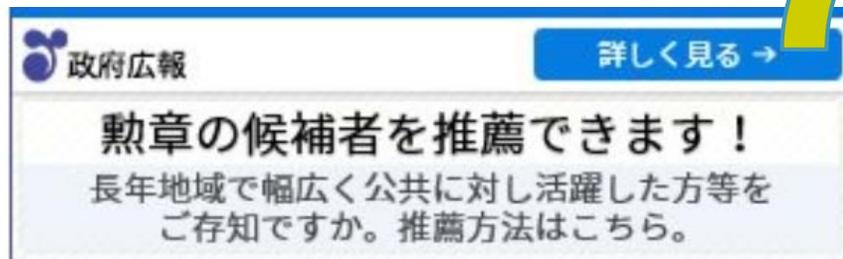
(授与実績)

29春：1人(愛媛)〔公民館連合会会長、老人クラブ連合会副会長等〕

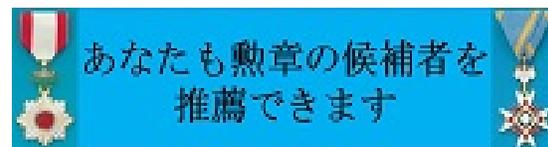
30春：1人(岐阜)〔保護司、農業委員会会長〕

- ・ 従来からの一般推薦を通じた候補者選定に加え、**都道府県からの直接推薦**を受け付ける運用を開始(試行)。その結果を**30秋以降の叙勲に反映**。
- ・ 一般推薦と併せ、新聞突き出し、インターネット広報、ホームページ(リニューアル)等による広報を強化。〈資料2 P19~22〉

(例) ネット広告の例 (Yahoo!バナー)



(ホームページに移動)



3 その他の取組

(1) 紺綬褒章

- ・紺綬褒章の対象となる寄付先の公益団体の認定促進 〈資料2 P16~17〉

- ◆ 認定数の推移（カッコ内は公益法人等の数で内数）

28年4月末	➡	29年4月末	➡	30年4月末
90 (33)		144(41)		161(51)

(2) 危険業務従事者叙勲 〈資料2 P12〉

- ・漁業取締職員（水産庁）を新たに同叙勲の対象者に位置づけ（平成30年3月30日閣議了解）。30秋から運用開始。

（参考）危険業務従事者叙勲の対象（従来）：警察官、消防吏員、刑務官等、海上保安官、自衛官